

## 東村山市立東村山第二中学校 学校いじめ防止基本方針

東村山第二中学校  
校長 渡 邊 宏 一

### 1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

#### (1) いじめを生まない、許さない学校づくり

＜いじめに関する子供たちの理解を深める＞

子供たちがいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や生徒会等による主体的な取組への支援を通じて、子供たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

#### (2) 子供たちをいじめから守り通し、子供たちのいじめの解決に向けた行動を促す

＜いじめられた子供を守る＞

いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた子供を組織的に守り通す取組を徹底する。

＜子供たちの取組を支える＞

周囲の子供たちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の子供の発信を促すための子供たちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通す。

#### (3) 教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取り組む＞

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応を行う。

＜社会総がかりで取り組む＞

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

### 2 いじめ防止に関する学校の組織体制等

#### (1) 「学校いじめ対策委員会」の構成

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、八組主任、養護教諭、スクールカウンセラー等から構成する。

#### (2) 「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

特定の教員がいじめ問題を抱え込むことなく、学校全体で機動的かつ組織的に対応ができるようにするため、学校いじめ対策委員会を核とし各々の教職員の役割と責任を明確化する。

#### (3) 「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容 【実施予定時期等も記載する。】

- ①いじめに関する校内研修の計画、実施【6月、11月、2月】
- ②「学校サポートチーム」との連絡会議等の開催【必要に応じて実施】
- ③「いじめに関する授業」の実施に関する計画、実施【6月、11月、2月】
- ④生徒会等による取組への支援【6月、11月、2月】

- ⑤「いじめ実態調査」の実施・分析・活用【6月、11月、2月】
- ⑥「いじめ発見チェックシート」を用いた定期的な観察等の実施や結果分析等【6月、11月、2月】
- ⑦学校だよりや保護者会等の積極的な活用【年間2回程度】
- ⑧被害の子供・保護者に対するケア、加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導等【対応時】
- ⑨スクールカウンセラー等による全員個別面談、結果集約及び対応【中1対象、4月～7月】
- ⑩1、2年生を対象にして、担任等と生徒による二者面談の実施【夏休み、12月、必要時】

#### (4)「学校サポートチーム」の構成（役職等）

学校いじめ対策委員会のメンバー及びスクールサポーター、民生委員、PTA代表、学校評議員代表から構成する。

#### (5)「学校サポートチーム」の主な取組内容

- ①いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれないケースへの支援
- ②重大事態への対処

### 3 4つの段階に応じた具体的な取組

#### (1)未然防止のための取組

- ①学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成
- ②道徳教育・人権教育の推進及び人間関係構築能力等の育成
- ③全校朝会等での校長講話や担任からの学級指導
- ④「いじめに関する授業」の実施（年3回）
- ⑤コミュニケーション能力の育成等を取り入れた教育活動の推進
- ⑥自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育む教育活動の推進
- ⑦いじめ防止に関する年間計画の作成
- ⑧生徒の主体的な活動の推進
- ⑨教職員の指導力の向上
- ⑩学校だより・ホームページや保護者会等での、いじめの未然防止に向けての啓発
- ⑪情報モラルに関する啓発と充実

#### (2)早期発見のための取組

- ①定期的ないじめの実態把握
  - ア 調査等による把握（各学期に1回以上）
  - イ 欠席生徒家庭への確認（8時55分まで）、休み時間の生徒観察・校内巡回等
  - ウ チェックシートを用いた生徒の状況観察
- ②教育相談の充実
  - ア 生徒が相談しやすい校内の体制づくり
  - イ スクールカウンセラーによる全員個別面接（中1対象）
- ③教員間による情報の共有
  - 毎回の校内委員会での資料を回覧し、ケースによっては朝の打ち合わせ・職員会議で共有する。
- ④二者面談の実施
  - ア 担任等による定期的な面談実施
  - イ 様子が気になる生徒への面談実施

#### (3)早期対応のための取組

- ①初期対応の取組

- ア 教職員間における共通理解
  - ・教職員全体で共通理解を図り、一人で抱え込むことなく組織等で情報を共有し、機動的かつ組織的に対応する。
- イ 教職員の役割と責任の明確化
  - ・いじめを把握した際は常設の組織を核として速やかに会議を開き、情報の収集や情報の共有を行い、教職員で役割を分担していじめられた生徒・保護者への支援やいじめた生徒・保護者への指導、助言、関係する生徒の心のケアを行う。
  
- ウ いじめの認知及び対応
  - ・いじめであるかの判断は組織的に行い、対応が必要なケースについては、事実確認とともにいじめられた側の生徒の保護者との連携を十分に図る。

#### ②被害生徒への取組

- ア 生徒の心に寄り添い、ていねいに事実関係の聴取、確認
- イ 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分配慮した対応
- ウ スクールカウンセラーとの連携等、生徒に心理的負担を与えないように配慮する
- エ 保護者と一体となった支援

#### ③加害生徒への取組

- ア 毅然とした指導の徹底
- イ 組織的かつ継続的な観察や指導
- ウ 保護者と一体となったいじめの改善

#### ④周囲の生徒への取組

- ア 見て見ぬ振りをする行為やいじめの助長につながる行いは、いじめの一部である理解させる。
- イ いじめを知らせる勇気をもつよう指導し、知らせた生徒は守り抜くことを伝えるとともに、情報を共有した上で見守りや声かけを行う。

#### ⑤その他

- ア 行為を受けた生徒が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する。
- イ 必要に応じて学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携を積極的に進める等、学校を取り巻く環境全体の教育力を活用する。

#### (4) 重大事態への対処

東村山市教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて東村山警察署への相談や通報、児童相談所、その他関係機関等との連携を行う。

被害の生徒に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による当該生徒の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害の生徒やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。

### 4 校内における研修体制

- (1) いじめの未然防止・対応に関する研修の実施
- (2) いじめに関する授業の実施
- (3) 27・28年度「自尊感情や自己肯定感を高めるための工夫」における研修成果の継続実施
- (4) いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針等の周知等に関する研修の実施